

# 第 2 回御前崎市上下水道料金等審議会

## 説 明 資 料

令和 3 年 5 月 18 日

市民生活部 上下水道課

## 1. 投資計画概要

### 1.1 水道施設の概要

#### (1) 配水池

配水池の耐震性は以下のとおりです。

配水施設の耐震性

水系名	配水池名	構造	配水池容 量 (m <sup>3</sup> )	築造 年度	耐震性
朝比奈 (自然流下) (加圧)	朝比奈 配水池	PC	1,500	S58	有
朝比奈(揚水)	朝比奈高架 タンク	RC(脚筒) PC(配水池)	200	S52	※1 有
新野	新野 配水池	PC	2,000	H16	有
高松	高松 配水池	SUS	1,000	H17	有
大兼高区	大兼高区 配水池	PC	3,000	S60	有
大兼低区	大兼低区 配水池	PC	5,000	S51	有
御前崎東部	御前崎東部 配水池 No. 1	RC	1,200	S44	無
	御前崎東部 配水池 No. 2	RC	1,800	S48	無
港	御前崎港 配水池	PC	1,500	H 7	有
計			17,200		

※1 配水池本体の耐震性は確認できていますが、配水池を支える脚筒の補強が必要です。

課題：耐震性が低い配水池は、対策が必要です。

#### (2) 管路

管路の耐震性は以下のとおりです。

総延長 (k m)	耐震管延長 (k m)	耐震化率 (%)
447.9	128.7	28.7

課題：耐震化率の向上に向け、対策が必要です。

## 1.2 投資計画

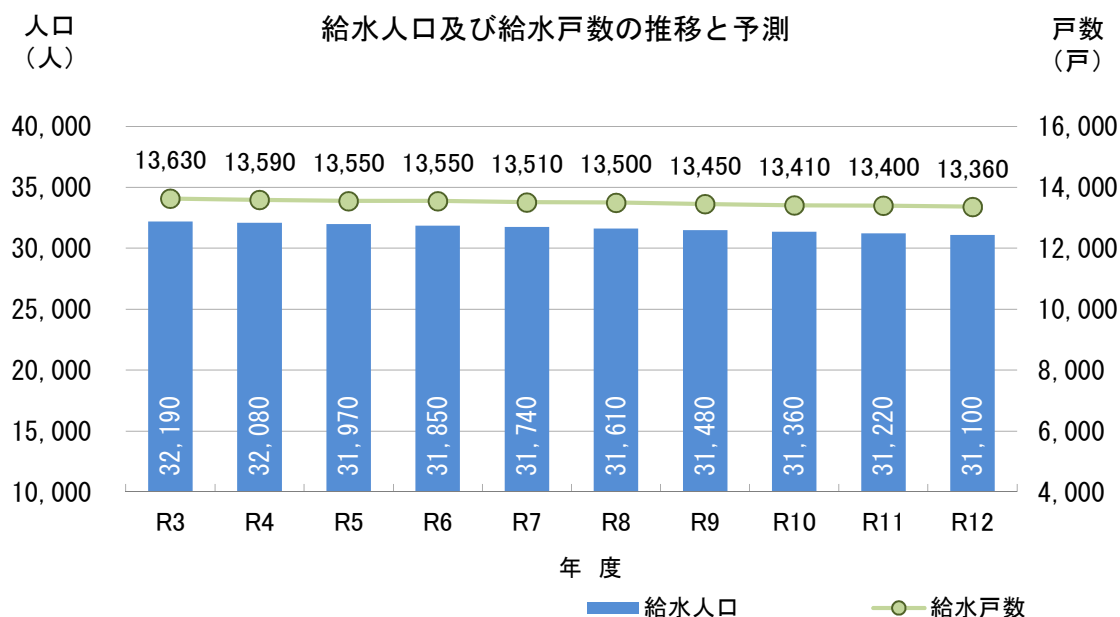
上記課題解消に向けた投資計画は、以下のとおりです。

事業名	規模構造	金額 (千円)	年次別事業費 (千円)											
			R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030		
朝比奈	朝比奈高架水槽耐震化事業	PC造 200m <sup>3</sup>	62,200									62,200		
	減圧弁設置事業	本管口径 150mm	38,100									38,100		
大兼低区	大兼低区配水場配水管耐震化事業		59,890	59,890										
	大兼低区配水場場内整備事業		39,340	39,340										
御前崎	御前崎配水場耐震化事業	配水池 SUS造 3,000m <sup>3</sup>	740,460			431,200	309,260							
共通	重要給水施設配水管布設事業	口径 150~400mm	566,600	62,800	47,700	44,200	29,900	35,600	36,300	48,300	47,100	92,600	122,100	
	配水幹線耐震化事業		1,314,600	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	150,000	150,000	100,000	244,000	170,600	
	配水支管耐震化事業													
	水道施設更新事業	定期更新	292,560	17,271	40,885	7,968	9,588	20,731	7,264	8,148	50,363	45,657	84,685	
本工事費計			3,113,750	279,301	188,585	583,368	448,748	156,331	193,564	206,448	297,763	382,257	377,385	
調査設計業務委託費			246,722	14,770	43,600	12,990	13,924	18,630	19,830	23,248	33,660	29,270	36,800	
監理・事務費			10,500			5,000	5,500							
事業費計			3,370,972	294,071	232,185	601,358	468,172	174,961	213,394	229,696	331,423	411,527	414,185	
消費税相当額		事業費の10%	337,098	29,407	23,219	60,136	46,817	17,496	21,339	22,970	33,142	41,153	41,419	
総計			3,708,070	323,478	255,404	661,494	514,989	192,457	234,733	252,666	364,565	452,680	455,604	

## 2. 将来事業環境の予測

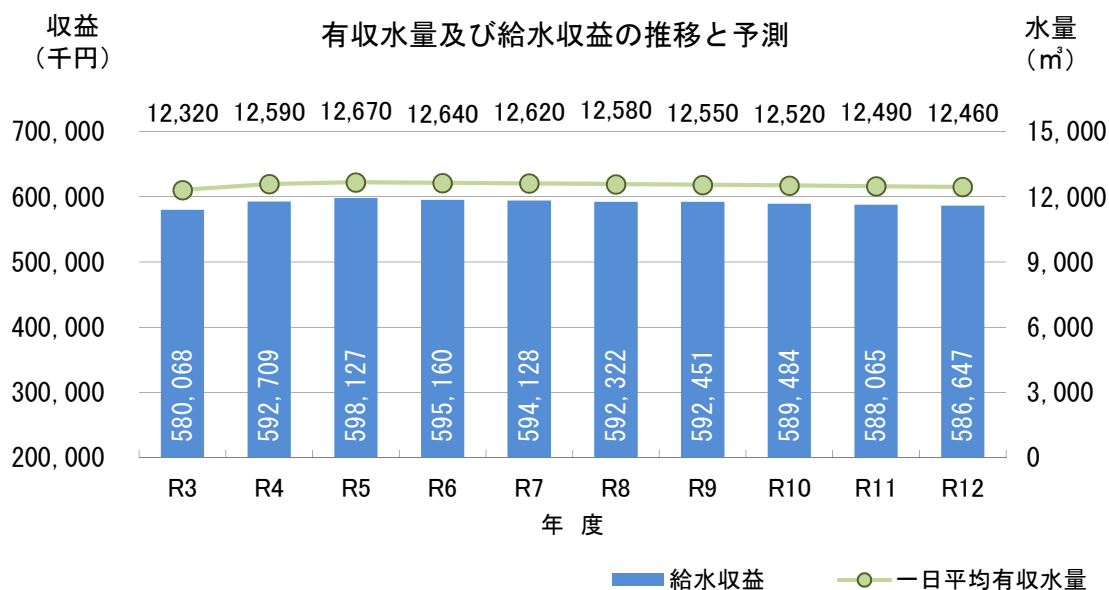
### 2.1 給水人口及び給水戸数の予測

水需要予測によると、今後10年間の給水人口、給水戸数は共に減少傾向となる見通しとなりました。このうち給水人口は、令和12年度の推計値が令和元年度実績値(32,509人)に比べ約4.3%の減少となる見込みです。



### 2.2 給水収益及び有収水量の予測

水需要予測によると、人口減少及び節水機器の導入による生活用水の低下傾向に変わりはありませんが、開発計画等による需要増が見込まれることから、期間当初の有収水量は一時的に微増加傾向が期待でき、これに伴い給水収益も微増傾向となる見込みです。



## 2.3 財政収支の見通し

以上より、今後10年間の財政収支の見通しは以下のとおりとなります。

単位：千円

項目		年度														
		平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
収益的収入	営業収益	給水収益（料金収入）	604,814	601,949	583,273	588,182	580,068	592,709	598,127	595,160	594,128	592,322	592,451	589,484	588,065	586,647
		その他営業収益	14,232	6,284	19,828	24,437	22,577	22,577	22,577	22,577	22,577	22,577	22,577	22,577	22,577	22,577
	営業外収益	長期前受金戻入	112,566	111,745	111,957	110,280	110,418	109,038	109,102	109,462	109,547	108,853	108,223	105,401	103,601	103,901
		営業外収益	177,526	237,474	234,119	210,991	77,093	77,093	77,093	77,093	77,093	77,093	77,093	1,093	1,093	1,093
		特別利益	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計①		909,138	957,452	949,177	933,990	790,156	801,417	806,899	804,292	803,345	800,845	800,344	718,555	715,336	714,218	
収益的支出	営業費用	人件費	41,510	43,785	40,842	44,318	44,406	44,494	44,582	44,670	44,758	44,758	44,758	44,758	44,758	44,758
		維持管理費	100,870	97,621	105,235	114,138	121,429	121,781	122,056	122,238	122,444	122,421	122,418	122,383	122,364	122,344
		引当金	4,120	4,140	4,150	4,140	4,147	4,154	4,161	4,168	4,176	4,176	4,176	4,176	4,176	4,176
		減価償却費	332,282	332,965	341,332	344,310	339,355	338,349	339,794	344,828	358,471	358,576	357,948	353,968	357,447	366,454
		受水費	421,871	420,813	422,325	422,264	422,797	422,978	424,185	423,004	422,985	422,953	424,082	345,425	345,425	345,425
	営業外費用	支払利息	8,216	6,743	5,478	4,520	3,555	2,923	2,497	2,314	2,192	2,058	2,001	1,987	2,059	2,199
		その他費	269	8,162	83	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
計②		909,138	914,229	919,445	935,990	937,989	936,979	939,575	943,522	957,326	957,242	957,683	874,997	878,529	887,656	
損益①-②		0	43,223	29,732	▲ 2,000	▲ 147,833	▲ 135,562	▲ 132,676	▲ 139,230	▲ 153,981	▲ 156,397	▲ 157,339	▲ 156,442	▲ 163,193	▲ 173,438	
資本的収入	企業債	80,000	80,000	120,000	100,000	183,000	0	317,000	246,000	90,000	111,000	119,000	174,000	211,000	210,000	
	国庫（県）補助金	11,310	18,930	0	17,319	23,082	23,976	26,357	22,333	10,788	11,311	14,578	15,500	28,823	35,500	
	工事負担金	7,467	6,382	6,893	11,038	7,380	7,362	7,344	7,344	7,326	7,321	7,299	7,281	7,276	7,258	
	その他	22,129	22,395	11,298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計①		120,906	127,707	138,191	128,357	213,462	31,338	350,701	275,677	108,114	129,632	140,877	196,781	247,099	252,758	
資本的支出	建設改良費	399,497	228,837	173,000	268,975	323,478	255,404	661,494	514,989	192,457	234,733	252,666	364,565	452,680	455,604	
	企業債償還金	28,312	27,632	27,191	21,630	26,010	22,758	23,184	23,959	23,904	24,922	28,995	28,063	36,268	42,700	
	その他	1,967	835	1,399	0	1,574	2,098	2,180	2,396	2,030	981	1,028	1,325	1,409	2,620	
計②		429,776	257,304	201,590	290,605	351,062	280,260	686,858	541,344	218,391	260,636	282,689	393,953	490,357	500,924	
不足額①-②		▲ 308,870	▲ 129,597	▲ 63,399	▲ 162,248	▲ 137,600	▲ 248,922	▲ 336,157	▲ 265,667	▲ 110,277	▲ 131,004	▲ 141,812	▲ 197,172	▲ 243,258	▲ 248,166	
資金残高		508,987	667,646	832,012	897,040	869,953	737,918	559,617	436,972	440,253	424,987	399,305	328,091	216,118	97,358	
企業債残高		504,342	556,710	649,520	727,892	884,882	862,124	1,155,939	1,377,980	1,444,077	1,530,154	1,620,160	1,766,096	1,940,829	2,108,129	
供給単価（円/m <sup>3</sup> ）		129.24	129.31	128.99	126.30	128.99	128.99	128.99	128.99	128.99	128.99	128.99	128.99	128.99	128.99	
給水原価（円/m <sup>3</sup> ）		168.34	170.54	177.80	174.92	181.56	177.76	176.69	178.35	181.63	182.32	182.51	165.95	167.52	169.87	

※企業債の発行額は、総事業費の50%とする。

収益的収支：税抜 資本的収支：税込

## 2.4 料金適正化の必要性

「2.3 財政収支の見通し」より、現行料金体系を継続した場合、公営企業の経営活動を示す収支（収益的収支）は、期間内全てマイナスとなり、また、これに合わせるように資金残高も減少し続けます。このため、企業債（借入金）によりこの資金の不足分を賄いたいところではありますが、最終年度の企業債残高が令和元年度実績の約 3.2 倍であり、これ以上の借入れは困難であると考えざるを得ない状況です。

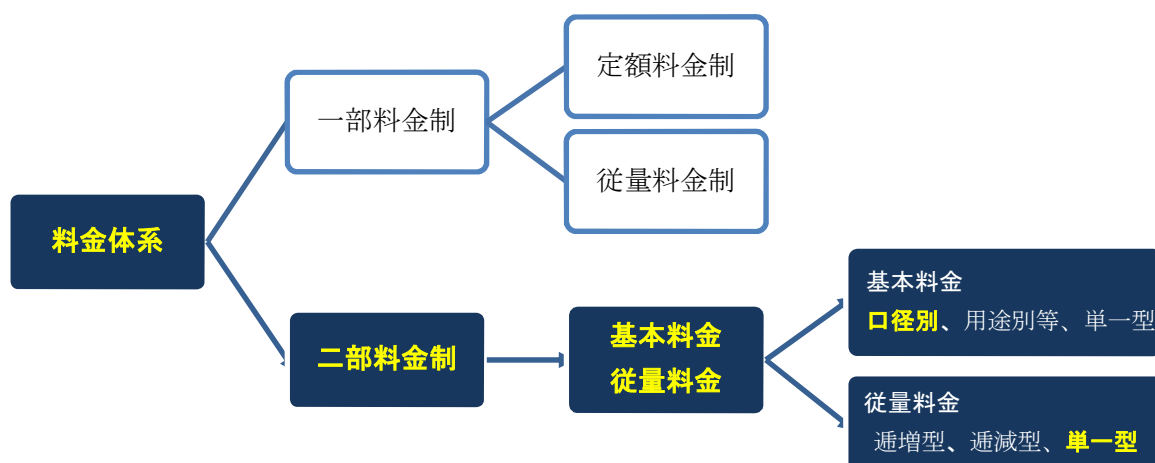
以上より、料金の適正化と適正範囲における企業債の活用を図り、持続可能な経営体制の確保を図りたいと考えます。

## 3. 水道料金体系の種類と特徴

### 3.1 現行の料金体系

現在の水道料金体系は、基本料金・従量料金の二部料金制の採用を図っています。このうち基本料金は口径別料金、従量料金は口径別単一型の採用を図っています。

水道料金体系図



### 3.2 体系別基本料金及び従量料金の特徴

#### 1) 基本料金

##### (1) 用途別料金（差別制）

料金格差の根拠	長 所	短 所
需要者の使用用途 例 家庭用 公共用 業務用	用途別の料金設定が可能で、場合によっては生活水の低廉化を図ることができます。	各需要者の用途区分の判断において客観性に欠けます。

##### (2) 口径別料金（差別制）

料金格差の根拠	長 所	短 所
量水器の口径 例 φ 13mm φ 20mm φ 25mm	需要種別に応じた費用負担の公平と料金体系の明確性が確保されます。このため、「水道料金算定要領」（社団法人日本水道協会）でも原則としています。	料金体系が煩雑となります。従量料金まで口径別の設定を行うと、料金システムの変更が必要です。

##### (3) 単一料金（無差別性）

料金格差の根拠	長 所	短 所
なし	料金体系が簡単で、解り易い。	需要家の使用形態に応じて係る経費を公平に配分できず、不公平が生じます。

##### (4) 併用料金（差別制）

本体系は上記料金体系を併用したものです。

## 2) 従量料金

### (1) 逡増型料金（差別制）

使用量の増加に伴って従量料金単価が高額となる料金体系です。拡張費用の上昇傾向を大口需要の料金に反映させることによって、水の合理的使用を促す需要抑制と生活用水の低廉化への配慮を目的に設定されるものです。

### (2) 逡減型料金（差別制）

使用量の増加に伴って従量料金単価が低額となる料金体系です。

上記逡増型料金体系が消費抑制型の料金体系であるのに対し、逡減型料金体系は需要促進型料金体系と考えられます。

ただし、大口需要の使用料が抑制される部分を生活用水等にて賄うことに繋がることから、本体系の採用には慎重な検討が必要です。

### (3) 口径別単一型料金（差別性）

給水単位に対応する従量料金がサービスの多寡にかかわらず単位当たり等額である料金体系です。本市では、口径別に料金の設定がされています。

## 3.3 水道料金体系の決定

水道料金体系の決定は、基本料金及び従量料金のそれぞれの特徴を考慮し決定を行うものとします。

このうち、基本料金の設定に関しては、現行の口径別料金が他の事業体においても採用実績が多く、また、料金体系の明確性が確保されるとして「水道料金算定要領」においても原則的な扱いとされていることから、現行の口径別料金の採用を考えております。

また、従量料金の設定に関しては、現行の口径別単一型及び周辺市町における採用実績の多い逡増型の各料金算定を一定条件のもと行い、現行料金からの値上率等(改定率)を比較検討したうえで決定していきたいと考えております。



# 水道料金体系比較表(2ヶ月当り、税込み)

令和3年4月1日現在

	口径		φ 13	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	
	御前崎市	基本料金	水 量	m3	20	20	20	20	20	20	20
料 金			円	1,980	2,090	2,090	2,200	2,200	2,310	2,310	2,420
1m3当り			円	99.0	104.5	104.5	110.0	110.0	115.5	115.5	121.0
従量料金		1m3当り	円	143.00	148.50	148.50	154.00	154.00	159.50	159.50	165.00
菊川市	口径		φ 13	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	
	基本料金	水 量	m3	16	16	16	16	16	16	16	16
		料 金	円	2,514	2,514	2,872	4,142	7,363	11,507	25,880	46,021
		1m3当り	円	157.1	157.1	179.5	258.9	460.2	719.2	1,617.5	2,876.3
	従量料金	16m3まで	円	0							
		50m3まで	円	199							
		100m3まで	円	210							
		200m3まで	円	225							
		201m3以上	円	246							
掛川市	口径		φ 13	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	
	基本料金	水 量	m3	16	16	0	0	0	0	0	0
		料 金	円	2,200	2,200	2,933.34	4,190.48	7,542.86	11,942.86	27,239	48,190.48
		1m3当り	円	137.5	137.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	従量料金	16m3まで	円	0		110					
		50m3まで	円	183.33							
		100m3まで	円	199.5							
		200m3まで	円	214.76							
		201m3以上	円	225.24							
牧之原市	口径		φ 13	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	
	基本料金	水 量	m3	20	20	20	20	20	20	20	20
		料 金	円	3,520	3,520	5,632	9,086	13,904	21,450	41,470	70,730
		1m3当り	円	176.0	176.0	281.6	454.3	695.2	1,072.5	2,073.5	3,536.5
	従量料金	20m3まで	円	0							
		50m3まで	円	192.5							
		100m3まで	円	198.0							
		200m3まで	円	203.5							
		1000m3まで	円	209.0							
1001m3以上		円	214.5								

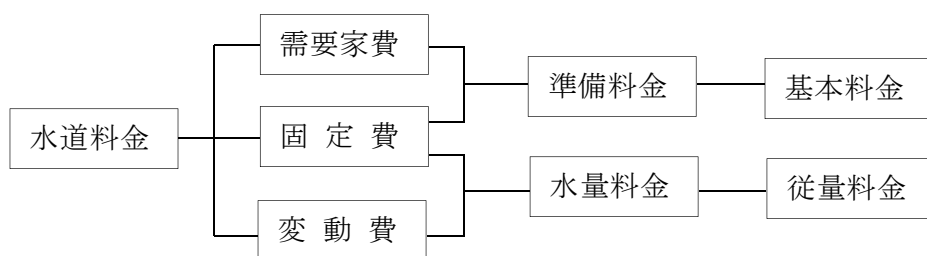
## 4. 新たな水道料金の設定

### 4.1 水道料金構成要素

水道料金の算定は、「水道料金算定要領：日本水道協会」に基づくものとし、総括原価方式の採用を図ります。総括原価は、料金算定期間中に必要な事業経費である営業費用と資本費用から構成され、料金算定期間中の料金総収入額と等しくなります。

また、総括原価を水の使用とは関係なく使用者の数に比例してかかる経費（**需要家費**）と、動力費、薬品費等のように水の使用量に比例してかかる経費（**変動費**）、また、水の使用量の多寡に関係なく水道施設を適正に維持拡充していくために固定的にかかる経費（**固定費**）とに分解し、**需要家費**はその全額を準備料金として基本料金に配分し、**変動費**は、その全額を水量料金として従量料金に配分します。固定費は、総費用に占める割合が高いことから、準備料金及び水量料金に配分します。

総括原価の分解と料金体系への配分



需要家費	全額を準備料金に配分します。	準備料金	基本料金
固定費	※配分比により準備料金に配分します。		
固定費	※配分比により水量料金に配分します。	水量料金	従量料金
変動費	全額を水量料金に配分します。		

※配分比：P12 「(2)シミュレーション条件の設定」参照

この考え方を、本市水道会計項目に準じて分類を行うと次のようになります。

総括原価の内訳

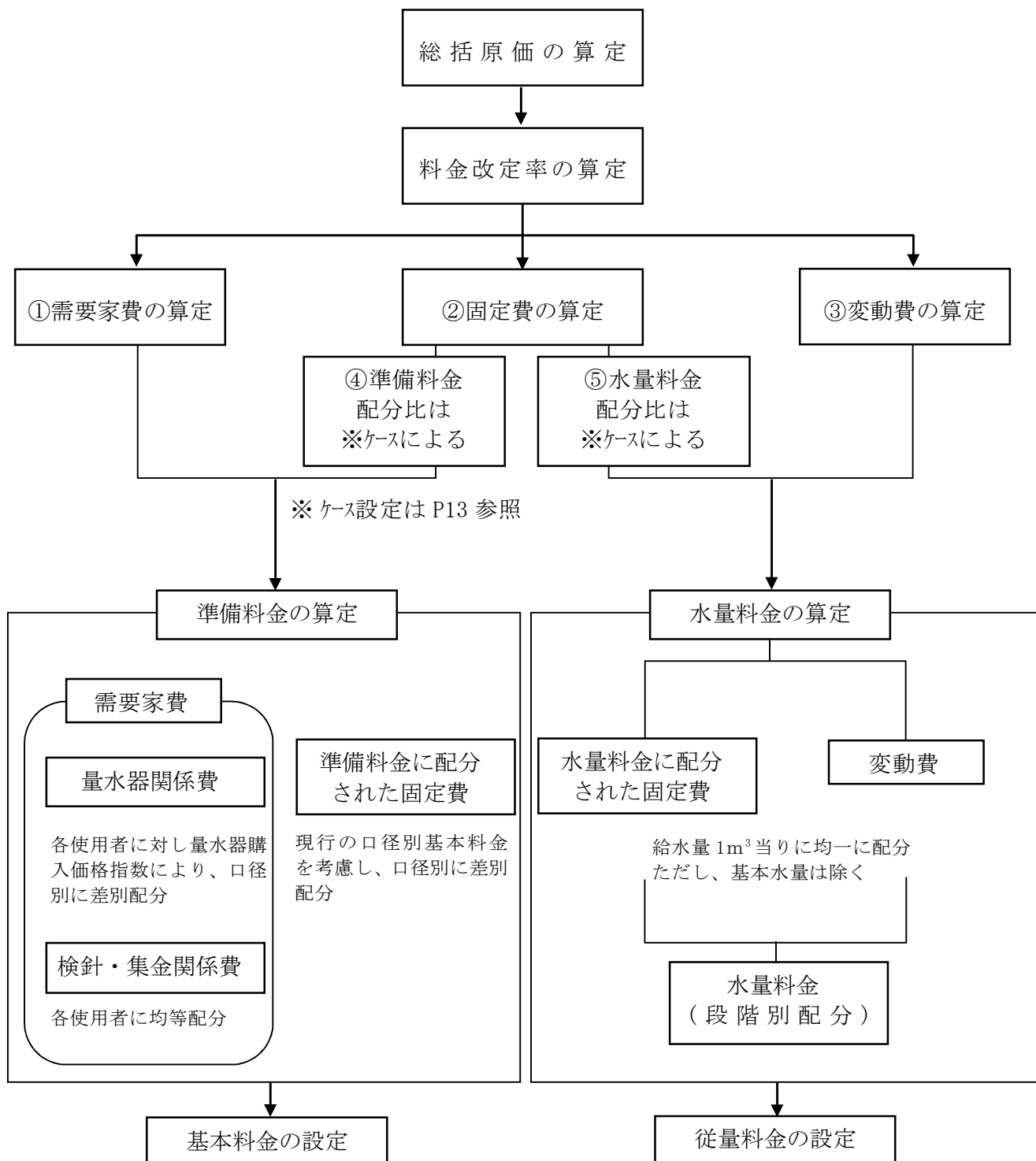
項 目		内 訳		
需要家費	営業費用	人件費	メータ検針・集金費用	
		原浄送配給水費 及び 業 務 費		委託費
		その他		
	減 価 償 却 費	量水器		
固定費	営業費用	修繕費	需要家費及び変動費以外の費用	
		原浄送配給水費		委託費
				受水費 (基本料金)
				その他
		人件費		
	総 係 費	委託費		
		その他		
	減 価 償 却 費			
	資 産 減 耗 費			
資本費用	支 払 利 息	企業債等の借入金に伴う利息		
変動費	営業費用	動力費	動力費全般	
		原浄送配給水費	薬品費	薬品費全般
			受水費 (使用料金)	
	総 係 費	人件費	超過勤務手当、特殊勤務手当	

## 4.2 水道料金の設定手順

### 1) 設定手順

新たな水道料金の設定は、以下のフローに基づき行います。

水道料金設定フロー図



## 2) 料金算定条件

### (1) 料金算定期間

水道料金算定要領では、料金算定期間は3年から5年を基準とすることが妥当としています。

ただし、試算の結果、3年及び5年の期間設定を行ったとしても40%以上の料金改定は必至で、この場合市民の皆様の負担が急激に増えることから、緩和措置として段階的料金値上げを考えております。具体的には、令和4年以降3年を1期とした計3期の設定を行い、各期計3回の段階的料金の値上げを行います。

このため、料金算定期間は各期3年とし、目標とする最終改定率は第3期の改定率とします。以下に、各期の所要改定率と実施改定率を示します。

#### ①第1期改定率（令和4年度から令和6年度）

給水収益	総括原価	所要改定率	実施平均改定率
1,785,996	2,521,066	41.2%	約14.0%

料金改定率

$$\begin{aligned} \text{料金改定率} &= \text{総括原価} \div \text{現行料金による料金算定期間中の給水収益} - 1 \times 100 \\ &= 2,521,066 \div 1,785,996 - 1 \times 100 \\ &= 41.2\% \end{aligned}$$

#### ②第2期改定率（令和7年度から令和9年度）

給水収益	総括原価	所要改定率	実施平均改定率
1,778,901	2,573,077	44.6%	約14.0%

料金改定率

$$\begin{aligned} \text{料金改定率} &= \text{総括原価} \div \text{現行料金による料金算定期間中の給水収益} - 1 \times 100 \\ &= 2,573,077 \div 1,778,901 - 1 \times 100 \\ &= 44.6\% \end{aligned}$$

#### ③第3期改定率（令和10年度から令和12年度）

給水収益	総括原価	所要改定率	実施平均改定率
1,764,196	2,568,871	45.6%	約12.0%

料金改定率

$$\begin{aligned} \text{料金改定率} &= \text{総括原価} \div \text{現行料金による料金算定期間中の給水収益} - 1 \times 100 \\ &= 2,568,871 \div 1,764,196 - 1 \times 100 \\ &= 45.6\% \text{（目標平均改定率）} \end{aligned}$$

(2) シミュレーション条件の設定

料金算定の試算は、以下の4つのケースにて行います。

シミュレーション①：料金体系1

基本料金：口径別

従量料金：口径別単一型

固定費配分方法：負荷率の79.1%を従量料金へ配分。(水道料金算定要領)

シミュレーション②：料金体系2

基本料金：口径別

従量料金：口径別単一型

固定費配分方法：基本水量比である31.48%を基本料金へ配分。(市独自)

※31.48%は、H22年度～R1年度までの実績を基に、時系列傾向分析によりR10～R12年度まで3か年の予測を行い、その予測値の平均値を採用。

シミュレーション③：料金体系3

基本料金：口径別

従量料金：逡増型

固定費配分方法：負荷率の79.1%を従量料金へ配分。(水道料金算定要領)

シミュレーション④：料金体系4

基本料金：口径別

従量料金：逡増型

固定費配分方法：基本水量比である31.48%を基本料金へ配分。(市独自)

(3) 控除項目

給水収益以外の営業収益、営業外収益は全て控除対象とし、総括原価の関係各項目から控除します。ただし、長期前受金戻入益は控除対象外とします。

(4) 一般会計補助金

一般会計からの補助金は、令和9年度まで(累積欠損金が解消されるまで)とします。

### 4.3 水道料金算定結果

目標平均改定率 45.6%とした場合の新料金体系は、以下のとおりです。

#### 1) 現行料金体系

口径 (m/m)	基本料金(円)		水量	従量料金(円)	
	税抜き	税込み		税抜き	税込み
φ 13	1,800	1,980	1 m <sup>3</sup> につき	130.0	143.0
φ 20	1,900	2,090		135.0	148.5
φ 25	1,900	2,090		135.0	148.5
φ 30	2,000	2,200		140.0	154.0
φ 40	2,000	2,200		140.0	154.0
φ 50	2,100	2,310		145.0	159.5
φ 75	2,100	2,310		145.0	159.5
φ 100	2,200	2,420		150.0	165.0

#### 2) シミュレーション①：料金体系 1

口径 (m/m)	基本料金(円)		水量	従量料金(円)	
	税抜き	税込み		税抜き	税込み
φ 13	1,900	2,090	1 m <sup>3</sup> につき	205.0	225.5
φ 20	1,900	2,090		205.0	225.5
φ 25	2,800	3,080		220.0	242.0
φ 30	4,140	4,554		220.0	242.0
φ 40	6,820	7,502		235.0	258.5
φ 50	12,280	13,508		235.0	258.5
φ 75	24,420	26,862		245.0	269.5
φ 100	41,540	45,694		245.0	269.5

#### 3) シミュレーション②：料金体系 2

口径 (m/m)	基本料金(円)		水量	従量料金(円)	
	税抜き	税込み		税抜き	税込み
φ 13	2,660	2,926	1 m <sup>3</sup> につき	190.0	209.0
φ 20	2,660	2,926		190.0	209.0
φ 25	3,980	4,378		200.0	220.0
φ 30	5,860	6,446		200.0	220.0
φ 40	9,860	10,846		205.0	225.5
φ 50	17,020	18,722		205.0	225.5
φ 75	35,120	38,632		215.0	236.5
φ 100	60,560	66,616		215.0	236.5

4) シミュレーション③：料金体系 3

口径 (m/m)	基本料金(円)		水量 (m <sup>3</sup> )	従量料金(円)	
	税抜き	税込み		税抜き	税込み
φ 13	1,900	2,090	21~50	195.0	214.5
φ 20	1,900	2,090			
φ 25	2,800	3,080	51~100	210.0	231.0
φ 30	4,140	4,554			
φ 40	6,820	7,502	101~200	225.0	247.5
φ 50	12,280	13,508			
φ 75	24,420	26,862	201~	245.0	269.5
φ 100	41,540	45,694			

5) シミュレーション④：料金体系 4

口径 (m/m)	基本料金(円)		水量 (m <sup>3</sup> )	従量料金(円)	
	税抜き	税込み		税抜き	税込み
φ 13	2,660	2,926	21~50	175.0	192.5
φ 20	2,660	2,926			
φ 25	3,980	4,378	51~100	185.0	203.5
φ 30	5,860	6,446			
φ 40	9,860	10,846	101~200	200.0	220.0
φ 50	17,020	18,722			
φ 75	35,120	38,632	201~	225.0	247.5
φ 100	60,560	66,616			

口径別平均使用水量に応じた料金は以下のとおりです。

口径 (m/m)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金(円) 税込				
		現行体系	料金体系 1	料金体系 2	料金体系 3	料金体系 4
φ 13	40	4,840	6,600	7,106	6,380	6,776
φ 20	50	6,545	8,854	9,196	8,525	8,701
φ 25	125	17,682	28,490	27,478	27,252	25,828
φ 30	235	35,310	56,584	53,746	56,721	53,058
φ 40	365	55,330	96,684	88,642	94,704	89,633
φ 50	1,060	168,190	282,348	253,242	288,013	269,522
φ 75	1,480	235,180	420,332	383,922	414,557	393,382
φ 100	7,980	1,315,820	2,190,914	1,949,156	2,185,139	2,030,116



周辺市町の事業体との比較では、各市町の料金体系が逦増型であることや各事業体との料金差額から、料金体系4のケースが最も近いと考えられます。

口径 (m/m)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円) 税込			
		料金体系4	掛川市	菊川市	牧之原市
φ13	40	6,776	6,598	7,290	7,370
φ20	50	8,701	8,432	9,280	9,295
φ25	125	25,828	26,248	25,760	26,394
φ30	235	53,058	51,494	52,510	52,426
φ40	365	89,633	84,128	87,710	84,414
φ50	1,060	269,522	245,070	262,830	237,545
φ75	1,480	393,382	354,966	380,520	347,655
φ100	7,980	2,030,116	1,839,978	1,999,660	1,771,165

## 5. 協議事項

### 1) 段階的料金改定について

3年ごと3段階の改定でよろしいか。

### 2) 料金算定期間について

最終改定年より3年間でよろしいか。

### 3) 料金体系について

#### ①基本料金について

口径別料金（水道料金算定要領原則）でよろしいか。

#### ②従量料金について

逦増型、逦減型、口径別単一型のどの体系にするか。

### 4) 料金シミュレーションについて

どのような条件でシミュレーションを行うか。

# 下水道事業について

## 1. 下水道事業の現況について

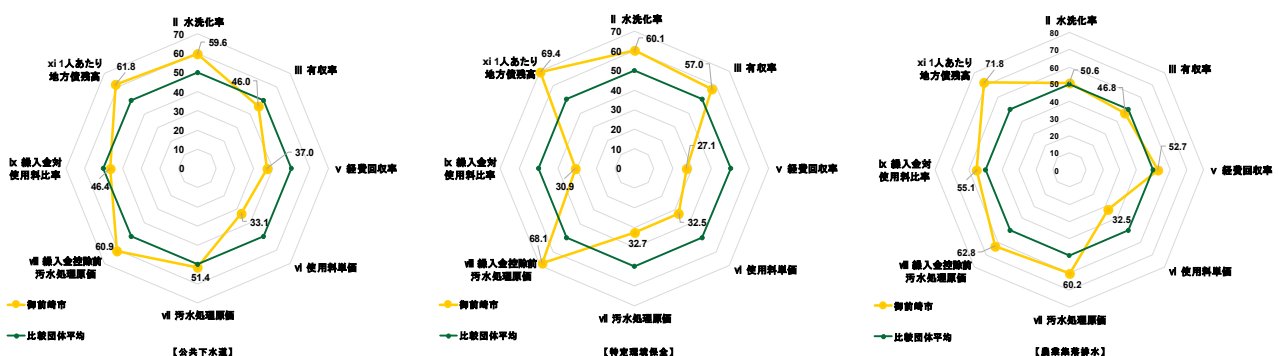
本市の総人口は、国勢調査によれば平成12年の36,059人をピークに直近の平成27年調査では32,578人と減少傾向にあります。御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略第1期御前崎市人口ビジョンにおいて将来の目標人口を令和7年時点で31,275人、令和17年時点で30,005人と設定しておりますが、人口の減少傾向は今後も継続するものと見込まれます。総人口の減少に比例して、処理区域内人口及び水洗化人口も減少が見込まれますが、下水道の整備区域の拡大も想定されていないことから、水洗化率は将来的に95%前後で推移すると予想されます。

下水道施設の整備及び管路の敷設については、今後、既存の下水道施設の耐震化・強靱化に努めて機能維持を図るとともに、農業集落排水事業地区の公共下水道への接続について順次進めて行くことを予定しています。

経営面をみると、近隣市町（島田市、磐田市、掛川市、袋井市、吉田町、森町の6団体）に比べ使用料金が低く抑えられており、平成16年の旧榛原郡御前崎町・旧小笠郡浜岡町が合併し、御前崎市として市制が施行された以降についても料金改定をしないまま現在に至っています。その結果、維持管理費を使用料収入で賄えておらず、一般会計繰入金に過度に依存した不健全な経営状況にあります。

今後は下水道事業の健全な運営を確保しつつ、質の高いサービスを持続的に提供し続けることができるように下水道使用料の見直し等を検討していく必要があります。下水道使用料の見直し等の検討にあたっては、その効果や導入時期についても合わせて検討し、一般会計からの補てんに過度に頼ることのない経営、すなわち独立採算の原則を意識した企業経営を行うことに留意することが重要です。

表 1-1-1 類似団体との主な経営指標比較



出所：総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」 「2018年地方公営企業決算状況調査」

## 2. 下水道事業の事業（投資）計画・財政計画

本市は令和2年度に「御前崎市下水道事業経営戦略」を策定しました。将来にわたって安定的に事業を継続していくことを目的とした経営戦略では、令和3年度～令和12年度の10年間を計画期間とし、投資・財政計画を作成しています。作成した投資・財政計画に基づき、今後の下水道事業経営の健全化・効率化を推進していきます。

なお、投資・財政計画は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業を合わせて検討しました。

### 2-1 投資計画について

本市の汚水処理施設は、管路・処理場共に概ね整備が完了しています。一方、管路の経過年数は20～30年であり、今後は主に耐震化対策や長寿命化事業を進める方針となっています。

計画的に耐震化対策を行い、災害に強い施設整備を進め、更に、ストックマネジメント計画をもとに詳細な施設調査を実施し、緊急性や経済性を検討し効率的な整備を進め施設の延命化及びライフサイクルコストの縮減を図っていきます。

主な取組としては「①包括的民間委託履行監視」、「②下水処理施設（STP）・管路修繕改築」、「③忍沢地区農業集落排水廃止、公共下水道接続」、「④池新田浄化センター機械・電気設備更新」、「⑤次期ストックマネジメント計画（設備、管路）」、「⑥下水処理施設耐震整備事業」、「⑦管路台帳、施設情報システム保守・更新」の7項目を計画しています。

投資計画における数値目標は以下表2-1-1の通りです。

表 2-1-1 投資計画目標値

	令和 3年度	令和 8年度	令和 12年度	用語説明 (算式)
施設長寿命化率（％）	5.1	100.0	100.0	対象設備数に対する 長寿命化済の割合
施設耐震化率（％）	30.0	43.0	50.0	耐震化計画施設に対 する耐震化済の割合

※施設長寿命化について、令和8年度の目標達成後に対象設備の見直しを行います。

出所：御前崎市下水道事業経営戦略

また、現在のストックマネジメント・スケジュール、耐震化対策の状況については、以下表2-1-2、2-1-3の通りです。

表 2-1-2 ストックマネジメント・スケジュール

												(百万円)	
種別	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	期間合計	
維持管理	包括的民間委託履行監視 (施設情報システム入力含む)											81.8	
ストック マネジメント	STP点検・調査及び修繕・改築											166.4	
	管路点検・調査及び修繕・改築											130.2	
	忍沢地区公共下水道接続工事											189.9	
	遠方監視(公共MP) 改築工事											24.8	
	遠方監視(農業施設MP) 改築工事											112.2	
	池新田浄化センター 機械設備改築工事											64.8	
	池新田浄化センター 高圧受電ケーブル更新工事											7.0	
	池新田浄化センター 水処理(電気設備)改築工事											164.3	
	池新田浄化センター 汚泥処理(電気設備)改築工事											80.7	
	第二期ストックマネジメント計画 改築工事(設備管路)											520.0	
	地震対策	総合地震対策計画見直し											5.0
		耐震診断 耐震補強工事											210.0
耐震診断 耐震補強工事												139.4	
その他												7.5	
システム 関連	管路台帳保守・更新 施設情報システムASP保守											28.7	
下水道 計画	全体計画・事業計画											36.0	
	合計											1,969	

出所：御前崎市下水道事業経営戦略

表 2-1-3 耐震化対策の状況

種別	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容 (延長*面積等)	事業実施期間(年度)							全体事業費 (百万円)	
			平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30		
汚水改築	池新田処理区管路耐震化	浮上防止173箇所、可とう 管化85箇所									158.1
汚水新設	マンホールトイレ(地震対策)	下部構造物10基設置									9.9
水処理 汚泥処理改築	池新田・高松浄化センター耐震化(地 震対策)	耐震診断・耐震化									13.7
汚水改築	下水道総合地震対策関連計画策定	総合地震対策・津波対策									11.2
水処理 汚泥処理改築	池新田・高松浄化センター改築・更新	電気設備・機械設備									332.5
減災対策	マンホールトイレの設置	上屋10基設置									1.1
新設	下水道B C P策定	計画策定									10.8
水処理汚泥処理改築	池新田・高松浄化センター耐震化	耐震診断・耐震化									54.8
汚水改築	ストックマネジメント計画策定	ストックマネジメント計画									38.0
水処理汚泥処理改築	池新田・高松浄化センター改築・更新	電気設備・機械設備									60.4

出所：御前崎市社会資本総合整備計画事後評価結果

## 2-2 財政計画について

下水道事業は企業経営の基本原則である「独立採算の原則」「受益者負担の原則」「負担の公平性の確保」の点から、公正妥当な下水道使用料を設定し、効率的な経営の下における適正な原価を基礎として健全な運営を確保しつつ、今後の水需要構造の変化にも対応できるものでなければなりません。

本市は前述の通り、維持管理費を使用料収入で賄えておらず、一般会計繰入金に依存した不健全な経営状況であり、現状では将来的な経営改善は見込めない状況です。今後は一般会計繰入金（基準外）に過度に頼ることのないよう経営改善をする必要があります。

将来の収益的収支については、安定した事業運営を行っていくため収支均衡を目指さなければなりません。ただ、使用料のみで総費用（営業費用及び営業外費用）を賄うことができないため、不足分は一般会計繰入金により補てんすることを想定しています。

将来の資本的収支見通しについては、支出が収入を上回り毎年不足額が発生しますが、主に内部留保資金を補てん財源とし不足額を補います。令和6年度、令和7年度の建設改良費に多額を要するため資本的支出は増加しますが、その後、企業債の償還と建設改良費の減少により資本的支出は減少する見込みです。

財政計画における数値目標は下表 2-2-1 の通りです。

表 2-2-1 財政計画目標値

	令和 3年度	令和 8年度	令和 12年度	用語説明 (算式)
経常収支比率	100%以上	100%以上	100%以上	—
経費回収率	33%	66%	66%	汚水処理費用のうち下水道使用料収入で賄える割合
一般会計繰入金額	608 百万円	339 百万円	290 百万円	—
企業債残高	2,713 百万円	1,680 百万円	1,238 百万円	—

出所：御前崎市下水道事業経営戦略

現行の下水道使用料体系で推移した場合の収益的収支と資本的収支の見通しは下表 2-2-2 と 2-2-3 のとおりです。慢性的な赤字を一般会計繰入金で補てんすることとなり、毎年3億円～4億円程度発生することが見込まれます。上述の企業経営の基本原則の点からは、このような過度に一般会計繰入金に依存した経営状況から脱する必要がある、そのためには、使用料の改定等を検討することが急務となっております。

表 2-2-2 収益的収支の見通し

区分	年度											(単位:千円)
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)		
1. 営業収益	196,929	197,426	196,244	197,539	198,496	197,997	197,211	196,465	195,694	194,935		
(1) 料金の収入	192,280	192,666	192,040	193,056	194,152	193,583	192,833	192,070	191,306	190,543		
(2) 受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(3) その他	3,649	4,761	4,205	4,483	4,344	4,413	4,378	4,396	4,387	4,392		
2. 営業外収益	1,003,392	931,473	897,285	879,731	864,706	839,290	837,931	829,199	827,562	825,266		
(1) 補助金	420,420	395,916	385,131	386,864	383,097	366,329	371,169	362,922	362,162	361,502		
(2) 他会計補助金	420,420	395,916	385,131	386,864	383,097	366,329	371,169	362,922	362,162	361,502		
(3) その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 長期前受金戻入	578,569	531,154	507,751	488,465	477,205	468,559	462,367	461,874	460,997	459,361		
(5) その他	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403		
(6) その他	1,200,321	1,128,899	1,093,530	1,077,270	1,063,201	1,037,287	1,035,150	1,025,664	1,023,255	1,020,201		
(7) 費用	1,098,147	1,038,655	1,007,467	984,645	972,622	965,694	960,111	962,817	963,563	963,120		
(8) 職員給与	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549		
(9) 退職給付	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261		
(10) その他	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288		
(11) 経費	302,042	305,156	303,599	304,377	303,988	304,183	304,086	304,134	304,110	304,122		
(12) 動力	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545		
(13) 修繕費	29,622	32,735	31,179	31,957	31,568	31,762	31,665	31,714	31,689	31,702		
(14) 燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(15) その他	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875		
(16) 減価償却費	762,556	699,950	670,319	646,719	635,084	627,952	622,476	625,134	625,904	625,449		
(17) 営業外費用	102,174	90,244	86,062	85,625	90,580	71,594	75,040	62,847	59,692	57,081		
(18) 支払利息	51,751	42,707	35,324	33,324	30,335	25,994	22,059	18,597	15,445	12,833		
(19) その他	40,900	38,493	43,355	57,301	60,244	45,600	52,981	44,250	44,247	44,248		
(20) 支出す計	1,200,321	1,128,899	1,093,530	1,077,270	1,063,201	1,037,287	1,035,150	1,025,664	1,023,255	1,020,201		
(21) 経常損益	(C)-(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)		
特別損益	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)		
特別損失	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)		
特別損益	(F)-(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)		
当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)	(E)+(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)		
繰越利益剰余金又は累積欠損金(I)	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095		
繰越利益剰余金	385,013	561,586	736,950	921,867	1,109,392	1,283,777	1,466,258	1,643,155	1,821,699	2,001,423		
うち未収金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち建設改良費分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち未払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
累積欠損金比率 $(\frac{(A)-(B)}{(A)+(B)} \times 100)$	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した(1)	(A)-(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)		
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B)	(A)-(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)		
地方財政法による比率 $(\frac{(L)}{(M)} \times 100)$	(L)/(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	(T)	(U)	(V)		
資金不足の比率 $(\frac{(L)}{(M)} \times 100)$	(L)/(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	(T)	(U)	(V)		
健全化法施行令第16条により算定した(N)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	(T)	(U)	(V)	(W)		
健全化法施行規則第6条に規定する(1)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	(T)	(U)		
解消可能資金不足額	(L)-(M)	(N)-(O)	(P)-(Q)	(R)-(S)	(T)-(U)	(V)-(W)	(X)-(Y)	(Z)-(AA)	(AB)-(AC)	(AD)-(AE)		
健全化法施行令第17条により算定した(P)	(P)	(Q)	(R)	(S)	(T)	(U)	(V)	(W)	(X)	(Y)		
健全化法第22条により算定した(1)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	(T)	(U)		
資金不足比率 $(\frac{(N)}{(P)} \times 100)$	(N)/(P)	(Q)	(R)	(S)	(T)	(U)	(V)	(W)	(X)	(Y)		

出所：御前崎市下水道事業部戦略部より加工

表 2-2-3 資本的収支の見通し

区分	年度	(単位：千円)									
		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
資本的収支	1. うち資本買入準備	57,730	42,775	70,375	146,650	163,050	82,400	123,050	75,000	75,000	75,000
	2. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	188,094	183,691	176,262	146,573	131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	57,730	42,775	70,375	146,650	163,050	82,400	123,050	75,000	75,000	75,000
	7. 固定資産売却代金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	306,554	272,241	320,012	442,873	460,754	291,337	363,744	255,318	245,017	232,962
	(A)のうち翌年度以降に繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純計 (A)-(B)-(C)	306,554	272,241	320,012	442,873	460,754	291,337	363,744	255,318	245,017	232,962	
1. 建設改良費	115,460	85,550	140,750	293,300	326,100	164,800	246,100	150,000	150,000	150,000	
2. 企業職員給与	379,187	370,383	355,523	296,146	266,309	250,073	232,289	207,636	187,035	162,924	
3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 他会計八の支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. その他	494,647	455,933	496,273	589,446	592,409	414,873	478,389	357,636	337,035	312,924	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	188,094	183,691	176,262	146,573	131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962	
1. 損益勘定留保資金	374,516	365,715	352,370	347,157	385,127	442,521	494,075	565,064	641,289	728,996	
2. 利益剰余金処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. その他	10,496	7,777	12,795	26,564	29,645	14,982	22,373	13,636	13,636	13,636	
増減計	385,013	373,492	365,165	373,821	414,773	457,503	516,448	578,700	654,926	742,632	
増減財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (H)	2,712,878	2,385,270	2,100,122	1,950,527	1,847,368	1,679,695	1,570,456	1,437,819	1,325,785	1,237,861	

区分	年度	(単位：千円)									
		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
1. うち重準内繰入金	420,420	395,916	385,131	386,864	383,097	366,329	371,169	362,922	362,162	361,502	
2. うち重準外繰入金	226,396	204,033	187,687	161,963	141,718	139,110	136,805	137,542	137,031	136,619	
3. 他会計借入金	194,024	191,883	197,445	224,900	241,379	227,219	234,365	225,380	225,131	224,883	
4. 他会計借入金	188,094	183,691	176,262	146,573	131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962	
5. 他会計借入金	188,094	183,691	176,262	146,573	131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962	
合計	608,514	579,607	561,393	533,436	514,752	489,866	483,814	465,240	454,180	441,464	

出所：御前崎市下水道事業経営戦略より加工

### 2-3 下水道事業経営の課題と対策

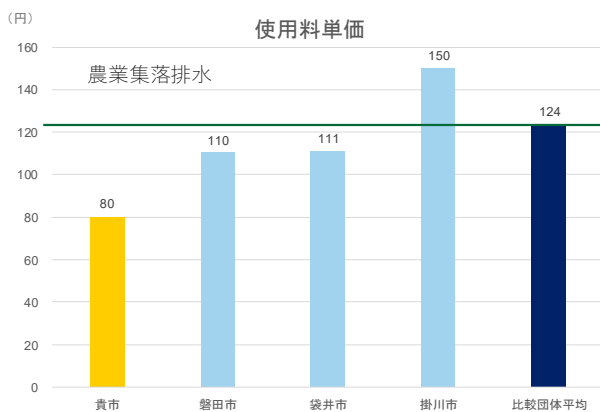
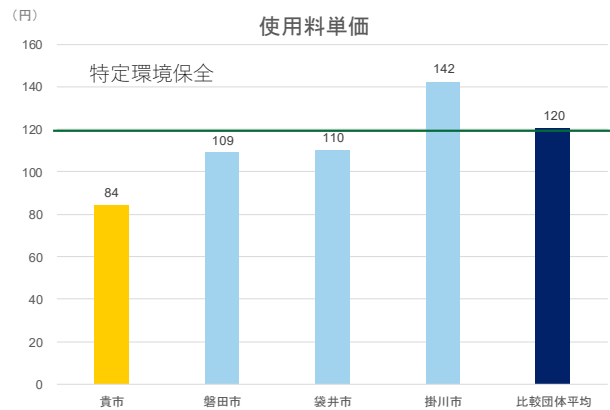
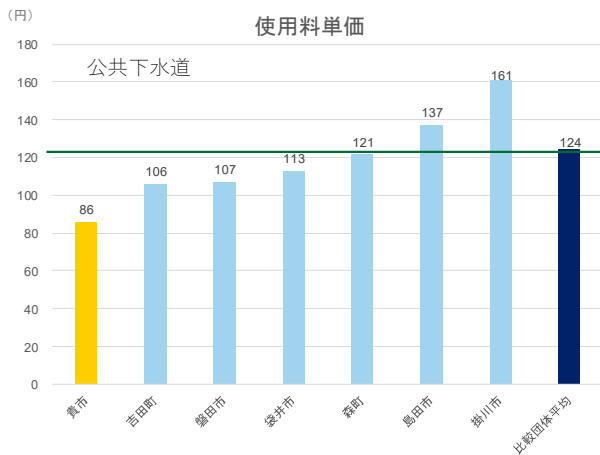
前項の下水道事業における投資・財政計画（収支計画）からも明らかなように、本市は一般会計繰入金に依存した不健全な経営状況であり、これを改善すべく、下水道使用料の改定が必要であると考えています。本市の下水道使用料単価は比較団体よりも低い水準にあることから見直しを図り、適切な収入を持って持続可能な事業経営を実施していくことが求められています。

表 2-3-1 本市の下水道料金体系

(2カ月計算) ※消費税込	
使用量	料金
20m <sup>3</sup> まで	1,760円
20m <sup>3</sup> 超	上記に使用量1m <sup>3</sup> 毎に88円を加算

出所：御前崎市下水道料金早見表

表 2-3-2 比較団体との使用料単価の比較



出所：御前崎市下水道事業経営戦略



### 3. 下水道使用料算定方法の検討

#### 3-1 下水道使用料の考え方について

下水道使用料は、企業経営の基本原則である「独立採算の原則」「受益者負担の原則」「負担の公平性の確保」の点から、公正妥当なものであり、かつ効率的な経営の下における適正な原価を基礎として、下水道事業の健全な運営を確保しつつ、今後の水需要構造の変化にも対応できるものでなければなりません。基本原則として、下水道使用者から使用料を徴収します。

表 3-1-1 下水道使用料の決定等

項目	下水道事業
根拠法	下水道法第 20 条（使用料）
法令等の規定内容	能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること
手続き等	地方議会の議決により地方公共団体の条例で定めることが必要
その他通知等	下水道使用料算定の基本的考え方
原則	総括原価方式
実態的な算定方法	事業の進捗状況に応じて適宜総括原価方式により使用料を算出 ただし、総括原価方式を採用している団体は一部に止まる。

出所：総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」平成 26 年 3 月 125 ページを参考に一部加工)

#### 3-2 使用料改定の目標について

下水道使用料については、総務省から使用料単価を 150 円/m<sup>3</sup>に引き上げることが示されているため、令和 4 年度と令和 7 年度で段階的に 150 円/m<sup>3</sup>まで改定することを検討しています。改定した結果、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表わす経費回収率は、令和 3 年度の 33%から令和 7 年度に 66%まで改善する見込みです。

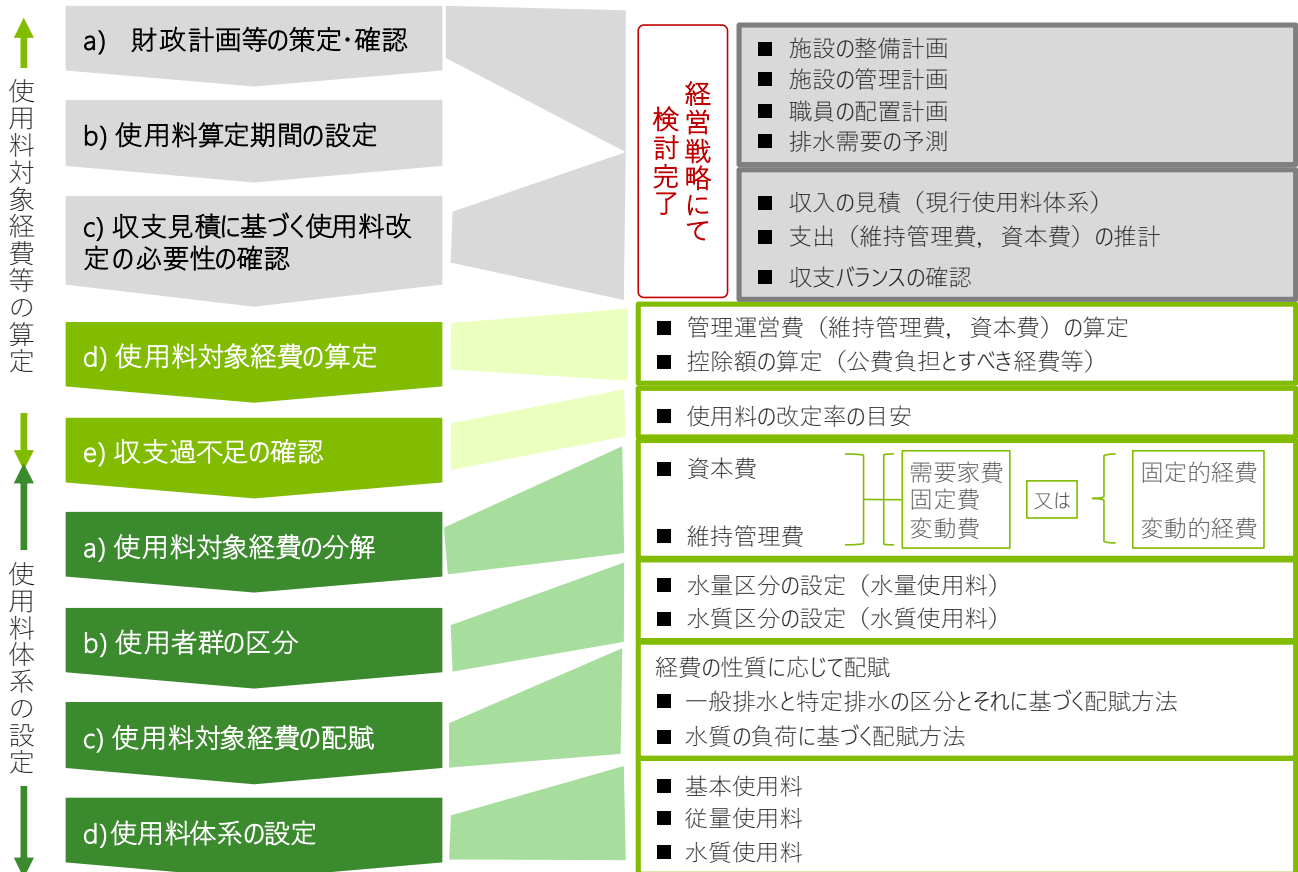
将来の水需要構造の変化に対応し、健全な下水道事業運営を実現するためには、必要な使用料収入の確保が必要であり、使用料の改定は重要なプロセスとなっています。

### 3-3 使用料体系の検討

下水道使用料の算定フローとして、初めに「使用料対象経費等の算定」を実施します。使用料対象経費とは汚水事業に係る経費であり、下水道使用料で賄うべき経費のことです。

使用料対象経費を算定したのち、「使用料体系の設定」を実施します。経費の性質に応じて各使用者へ配賦し、使用料体系を設定していきます。一方、「下水道使用料の基本的な考え方」に基づいた使用料改定率は、使用者負担が過度に大きくなる場合があります。そのため、本市の下水道使用者の特徴を加味し、適切な経費負担となるよう新たな使用料体系を検討します。

表 3-3-1 下水道使用料の算定のフロー



出所：日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方 2016 年度版」平成 29 年 3 月 10 日 3 ページを参考に一部加工）

使用料改定率と使用料対象経費の詳細は下記の表 3-3-2 の通りです。本市における使用料対象経費を試算し、目安となる改定率を算出します。

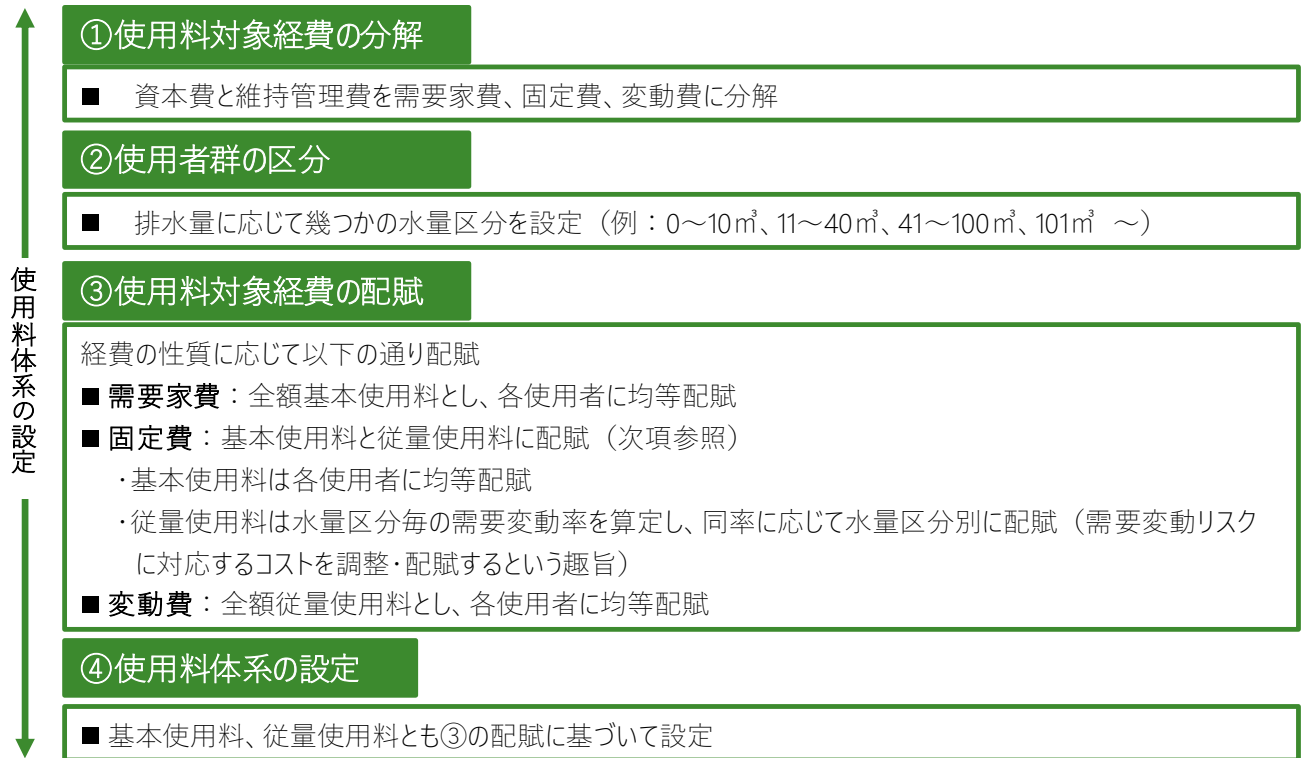
表 3-3-2 使用料改定率の考え方

項目	内容
使用料改定率（目安） （%）	$(\text{使用料対象経費} \div \text{使用料収入}) \times 100 - 100$
使用料対象経費 （円）	「維持管理費」＋「資本費用」－「控除額」 （汚水分のみ、雨水は公費負担のため対象外） 維持管理費：人件費、動力費、薬品費、修繕費、流域下水道維持管理負担金、委託料等 資本費用：減価償却費、支払利息、（資産維持費） 控除額：基準内繰入金、関連収入（諸手数料等）、長期前受金戻入（一部）
算定期間	3～5年

出所：公益社団法人日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方」より作成

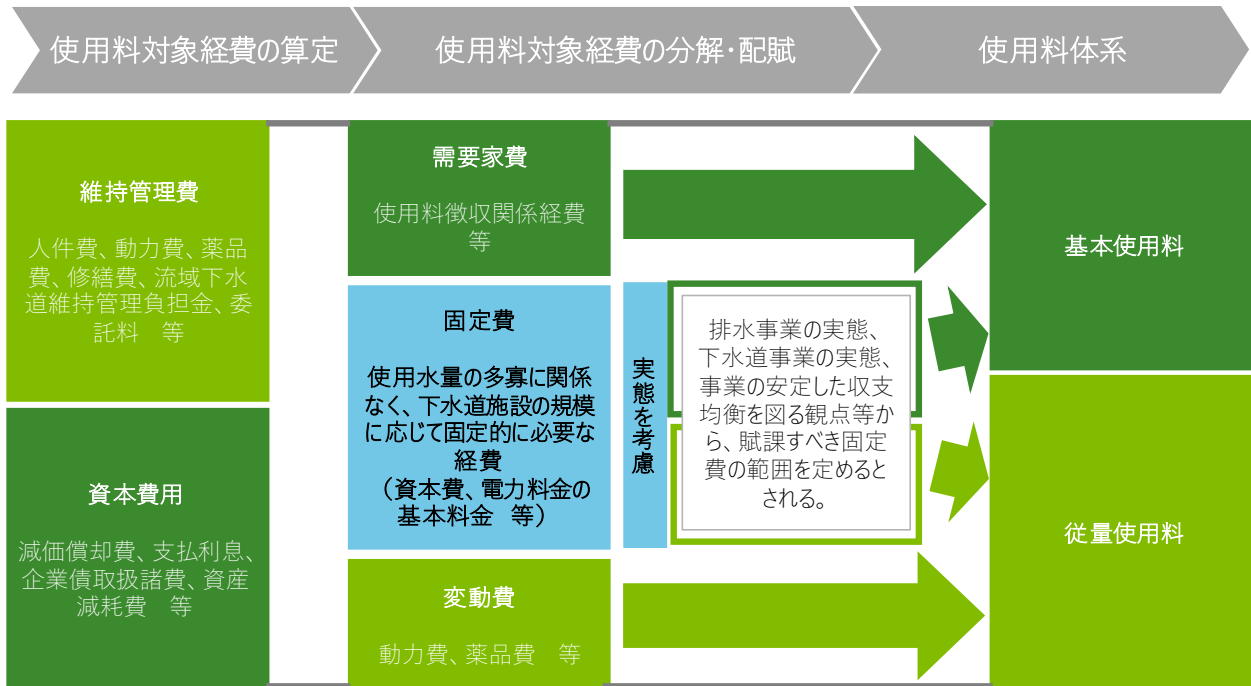
「使用料体系の設定」でも下水道使用料算定の基本的考え方に基づいて、以下の手順で基本使用料と従量使用料への配賦比率を算出し、それを基に設定することを検討します。その際、必要に応じて使用者の負担を考慮した調整を検討します。

表 3-3-3 使用料体系の設定の考え方



出所：公益社団法人日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方」より作成

表 3-3-4 基本使用料と従量使用料の算出フロー

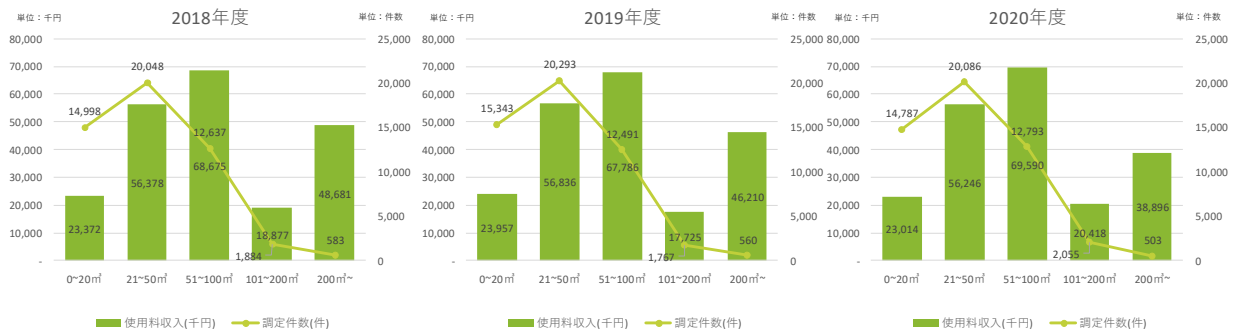


出所：公益社団法人日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方」より作成

### 3-4 現在の下水道使用状況

本市の直近三年間における、水量区分別の使用料収入と調定件数は下表 3-4-1 の通りです。使用料収入のボリュームゾーンは 50~100 m<sup>3</sup> ですが、調定件数のボリュームゾーンは 21~50 m<sup>3</sup> です。0~50 m<sup>3</sup> 以下の調定件数は全体の 70%程度を占めていますが、使用料収入は全体の 40%未満となっております。一方、200 m<sup>3</sup>以上の使用者は 1%程度ですが、使用料収入の 20%程度を占めており、1件当たりの使用料単価が高水準にあります。

表 3-4-1 水量区分別使用料収入及び調定件数



### 3-5 今後の取り組みについて

本市における使用料対象経費を算定し、料金体系案を数パターン作成します。作成した数パターンに基づき、本市の状況を加味した使用料改定案の詳細を詰めてまいります。

使用料改定案の決定後、答申内容を検討し、令和4年度の改定に向けた準備を行う予定です。